

## 湖西市介護予防・日常生活総合事業 通所型サービスC 委託仕様書

### 1. 目的

運動に関するリスクを抱える事業対象者及び要支援者（以下「要支援者等」という。）に対し、理学療法士、作業療法士又は保健師などの専門職（以下「リハビリテーション専門職等」とする。）が、「生活機能」を改善するとともに、地域包括支援センター職員（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）または介護支援専門員（以下「介護支援専門員等」という。）と協働のうえ、アセスメント及びモニタリングに関与し、通所型サービスを提供することにより、「社会的活動」や「社会的参加」を促進し、日常生活機能の向上を目指すことを目的とする。

### 2. 委託内容

湖西市介護予防・日常生活総合事業 通所型サービスC

### 3. 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

### 4. 事業の概要

#### (1) 利用対象者

事業を利用できる者は、市内に住所を有する者であって、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づく要支援認定に係る要支援状態区分が要支援1・2の者又は基本チェックリストにより総合事業対象者と認められた者（以下「利用者」という。）とする。

#### (2) 事業内容

事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げるサービスを行うものとする。

- ① 事業者は、利用者に週2回以内のサービスを提供することにより、生活機能の向上を図ること。

サービスの提供期間は一人あたり3か月～6か月の期間とする。また、3か月を経過した時点で、サービス担当者会議等のカンファレンスを開催する。カンファレンスの結果、サービスの継続が生活行為の改善に効果的であると判断された場合に、6か月までのサービス延長を認めるものとする。

サービスは1回あたり90分、または120分以上とする。利用者の身体状況に合わせ、適切なサービス提供時間を決める。

- ② 事業者のリハビリテーション専門職等は、利用者の介護支援専門員等と協働して、利用者に対する身体状況等を評価し、生活機能向上につながるような視点をもってアセスメントを行い、個別プログラムを作成すること。

- ③ 事業者は、個別プログラムを作成するとき、介護支援専門員等のケアプランに示されている目標に沿って、利用者が3～6か月で達成可能な目標及び1か月ごとの支援内容を設定すること。  
 なお、個別プログラムを作成する際は、利用者に対し、上記目標、支援内容及びその他事業に関する情報について十分に説明すること。
- ④ 事業者は、個別プログラムに基づき、利用者の状態像に応じた生活機能の向上を図るサービスを提供し、サービス実施上で問題が生じた場合は、利用者及び介護支援専門員等と協議した上で個別プログラムを修正すること。
- ⑤ 事業者は、利用者の目標の達成度と生活機能についてモニタリングを行うため、可能な限り、利用者宅を訪問し、関係者間で情報共有すること。(利用期間中、最低2回は訪問すること。)
- ⑥ 事業者は、サービス終了後、事後アセスメントを行い、その結果を利用者及び介護支援専門員等に報告し、利用者のセルフケア及び社会参加の促進を図ること。
- ⑦ 事業者は、従事者の清潔の保持及び健康管理のための対策を講じること。
- ⑧ 事業者は、利用者に緊急を要する事象を確認したとき若しくはその恐れがあるときは、速やかに適切な措置を講じ、市、利用者の家族及び介護支援専門員等に連絡すること。  
 また、事故発生報告書を速やかに市へ提出し、その後の事故に対する対応及び軽過等についても、市へ報告すること。
- ⑨ 事業者又は事業者であった者が、正当な理由なく、事業上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じること。

5. 従事者

理学療法士・作業療法士・保健師のいずれか1名以上

※支障がない場合、同一敷地内の他事業所等の職務に兼務可能。

6. 委託料

基本報酬

※単価は湖西市の地域単価に単位数を乗じたものとする

事業対象者	90分・・・・・・・・・・1365単位/月
要支援1	120分以上・・・・・・・・1815単位/月
要支援2	(利用者負担は基本報酬の1割)

## 7. 送迎

事業の実施にあたっては、必要に応じて送迎サービスを行うこととする。

## 8. 費用請求・実績報告

事業者はサービス利用月の翌月 10 日までに、高齢者福祉課に請求書及び実績報告書を提出するものとする。

## 9. 事業完了報告

事業者は翌年度 4 月 10 日までに事業完了報告をしなければならない。

## 10. 利用料の徴収

事業者は、1 月あたり基本報酬の 1 割を、月ごとに利用者から徴収するものとする。利用料の受領の際は、領収書を発行しなければならない。

## 11. 利用料の納入

徴収した利用料は、利用料を徴収する際に発生した引き落とし手数料を除き、市に収めなければならない。

高齢者福祉課は、実績報告書をもとに、利用料の納入通知書を事業所に発行するものとする。事業所は指定の期日までに納入しなければならない。